

平成26年4月1日より  
令和7年4月1日より一部改訂

## 北星高等学校いじめ防止基本方針

### 前文

私たち北星高等学校の生徒は、同じ学校の生徒、仲間だということを忘れず、「いじめは許さない」という気持ちを皆で共有し合い、私たち自身で「行動」します。以下の防止宣言のもと、安心・安全で公正な環境を目指すと共に、活気あふれる学校を創るよう努めます。

#### 【生徒いじめ防止宣言】

- ・私たちは、自分からあいさつをすることを心掛けます
- ・私たちは、いじめ問題から目を背けず、自ら学び、行動していきます
- ・私たちは、互いの違いを認め合い、思いやりの気持ちを大切にしていきます
- ・私たちは、どんな時も皆で協力し、助け合っていきます

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、本前文にある【生徒いじめ防止宣言】を踏まえて、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) **【規律】** いじめは、被害側の生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、いじめ防止対策推進法、三重県いじめ防止基本方針、三重県いじめ防止条例に基づき、「いじめを許さない」規律ある学校づくりに取り組みます。いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害側の生徒を守り通すとともに、加害側の生徒には適切かつ毅然とした指導を行います。
- (2) **【学力】** いじめ防止等のため、学習意欲と学力の向上を目指し、わかりやすい授業の創造し、教室の中での生徒の居場所づくりを推進します。それらを通じて、インターネット等の仮想環境に依存しない人間関係づくりを推進します。
- (3) **【有用感】** いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、生徒が自尊感情を高め、お互いの存在を認め合う関係性を大切にし、心通うことの喜びを感じる自己有用感の育成と対人交流の能力の育成を図ります。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域との連携協力に努めます。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために必要な校外資源を活用します。

### 3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

#### (1) いじめ防止・対応委員会の構成

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、いじめ防止担当者、各部主任、通信制課程主任、養護教諭、その他必要に応じて、当該生徒チューター、人権教育担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター等や、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

#### (2) いじめ防止・対応委員会の役割

- 北星高等学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、HPでの掲載等校外外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価、学校関係者評価委員会への情報提供等
- 校内研修会の企画・実施、個別ケース会議の開催準備等
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消にむけた対応、関係機関との連携
- 特別支援教育等の観点から配慮が必要な生徒への支援方針

#### 4 いじめ防止等の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制、総合的な生徒支援体制を別に定める。

#### 5 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめアンケートなど早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発及び連携を図っていくため、年間の指導計画を別に定める。

#### 6 いじめ事案への対応

別に定める「いじめ発生時の組織的対応」に迅速に基づき、情報収集・情報共有・解決に努める。日常の観察やアンケート、面談等の中で、いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止・対応委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。

#### 7 各職員の役割 いじめを認知したら、各職員は次の役割を果たす。

- ・校長は直ちに委員会を開催する。
- ・教頭は必要な情報の集約を図り情報共有するとともに外部機関との連携調整を図る。
- ・いじめ防止担当者は委員会を主催し、対応方法の検討を行う。
- ・担当チューターは以下の役割を果たす。
  - 被害生徒チューター：被害生徒の安全を確保し、2次的な被害から守り心のケアを図る。
  - 加害生徒チューター：2次的な加害を防ぐとともに、加害生徒への指導を行う。
- ・養護教諭・教育相談担当教員はスクールカウンセラー等の要請の必要の確認を行う。
- ・特別支援教育コーディネーターは特別支援の視点からの検討の必要性の確認を行う。
- ・人権担当教員・・・人権教育の視点からの検討の必要性の確認を行う。

#### 8 保護者・地域の皆様へ

- ・保護者の皆様へ  
ご家庭での様子で気になることがあれば、どのような些細なことでも結構ですのでご相談ください。
- ・地域の皆様へ  
本校生徒が学校外でいじめが疑われるような言動を認知されましたら、遠慮なく、ご連絡ください。

## 9 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして、校長の判断のもと適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止・対応委員会を母体とした組織で調査を行い、直ちに事実関係を把握し、情報共有を行うとともに、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 10 その他留意事項

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、地域や保護者、生徒の意見を積極的に取り入れるよう留意する。